

## 第3回 部会検討結果報告書（健康・福祉部会）

### グループ①

|                     |                             |           |                 |      |
|---------------------|-----------------------------|-----------|-----------------|------|
| <b>記録者</b>          | 下嵯 文子                       | <b>場所</b> | 市役所北庁舎3階第1～3会議室 |      |
| <b>開催日時</b>         | 令和2年9月19日（土）午前10時00分～12時00分 |           |                 |      |
| <b>出席者<br/>(6名)</b> | 安藤 正邦                       | 江畑 順子     | 遠藤 恵子           | 河井 文 |
|                     | 町田 拓未                       | 下嵯 文子     |                 |      |

|              |                           |
|--------------|---------------------------|
| <b>基本施策名</b> | 1-1 健康づくりの推進<br>1-2 子育て支援 |
| <b>内容</b>    | 別紙：見直し論点シートのとおり           |
| <b>その他</b>   |                           |

### グループ②

|                     |                             |           |                 |       |
|---------------------|-----------------------------|-----------|-----------------|-------|
| <b>記録者</b>          | 長嶋 聡                        | <b>場所</b> | 市役所北庁舎3階第1～3会議室 |       |
| <b>開催日時</b>         | 令和2年9月19日（土）午前10時00分～12時00分 |           |                 |       |
| <b>出席者<br/>(5名)</b> | 木村 和雄                       | 高橋 隆行     | 那須 史子           | 保坂 将太 |
|                     | 長嶋 聡                        |           |                 |       |

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| <b>基本施策名</b> | 1-4 障害者サービスの充実<br>1-5 社会保障制度の充実 |
| <b>内容</b>    | 別紙：見直し論点シートのとおり                 |
| <b>その他</b>   |                                 |

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名    | 主担当部  | 主担当課  | 関係課            |
|-----|----------|-------|-------|----------------|
| 1-1 | 健康づくりの推進 | 福祉保健部 | 健康推進課 | 産業振興課、子ども家庭支援課 |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

## ア. 第6次総合計画後期基本計画の進捗状況

| 基本施策全体の進捗状況   | 平均値 | 施策名       | 進捗状況            | 施策名       | 進捗状況            |
|---------------|-----|-----------|-----------------|-----------|-----------------|
| やや遅れているが、概ね順調 | 2.4 | 健康づくりの支援  | 2：やや遅れているが、概ね順調 | 地域医療体制の整備 | 3：目標達成に向けて順調    |
|               |     | 母子保健の充実   | 3：目標達成に向けて順調    | 保養機会の提供   | 2：やや遅れているが、概ね順調 |
|               |     | 疾病予防対策の充実 | 2：やや遅れているが、概ね順調 |           |                 |

## イ. これまでに（第6次総合計画期間に）得られた成果・残された課題

|         |  |
|---------|--|
| 主な取組と成果 | <p><b>【健康づくりの支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健計画推進の人材育成として「元気いっぱいサポーター養成講座」を平成27年度から開催し、市と連携して健康づくり事業を推進する元気いっぱいサポーターリーダーを養成した。<br/>(サポーター登録：1,388人 内サポーターリーダー：95人【R元年度末時点】)</li> <li>元気いっぱいサポーターのリーダーを育成するとともに、絵本の読み聞かせ、ノルディックウォーキングの活動の自主グループ化などに取り組んだ。</li> <li>平成31年度末に「自殺総合対策計画」を策定し、自殺対策に資する事業を全庁的に推進できる体制を整備できた。</li> </ul> <p><b>【母子保健の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての妊婦に超音波検査費、子宮頸がん検査費を助成し、定期予防接種では、2種類のワクチンと予防接種モバイルサービスを導入し、母子の健やかな育ちの支援を充実させた。</li> <li>妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、平成30年4月から母子保健係と子ども家庭支援センター「たち」の連携型で子育て世代包括支援センターを設置し、妊婦の全件面談を開始した。令和元年度からは母子保健係と子ども家庭支援センター「たち」が同一課となり推進体制を整えた。</li> <li>令和元年10月から産後ケア事業を開始し、産後の母のサポートを充実させた。</li> <li>発達支援の親子グループ数を増やし支援を充実させた。</li> <li>指標である乳幼児健診の受診率は、平成30年度97.9パーセント（令和3年度目標値100パーセント）、定期予防接種の接種率96.5パーセント（目標値98.0パーセント）と高水準で推移している。新生児訪問実施率82.3パーセントは（令和3年度目標値95.3パーセント）で横ばいであるが、他自治体と連携し、里帰り中でも新生児訪問を受けられるよう対応した。</li> </ul> <p><b>【疾病予防対策の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種健（検）診事業について、各種マニュアル・指針に基づく精度管理された実施を目指しており、がん検診については、独自実施していた喉頭・前立腺がん検診を廃止し、科学的根拠に基づく検診のみの実施体制に改めた。</li> <li>成人歯科健診は全体の受診率は横ばいだが、より予防効果が見込める若年層を対象に受診勧奨をしたところ、受診者数増につながった。</li> <li>新型コロナウイルス感染症による感染拡大を受けて、令和2年2月に府中市新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、咳エチケットやマスクの着用、「密閉・密集・密接」を避けるといった「新しい生活様式」の啓発を行ったが、多摩地域での感染者数は最多となった。</li> </ul> <p><b>【地域医療体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ歯科医の定着のため、歯科医療連携推進事業を実施した。訪問看護ステーションや介護事業所、ケアマネージャー向けの事業説明会を定期的で開催し、事業の周知に努めた。</li> </ul> |
|---------|--|

## エ. 次期総合計画策定に向けた見直しの論点

|   |
|---|
| <p><b>【健康づくりの支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体と連携した健康づくりを推進する体制を整備する。</li> </ul> <p><b>【母子保健の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センターの機能を充実させ、育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止をする施策を展開する（望まない妊娠への対策、妊娠中からの早期支援、産後の母の支援、乳幼児の発達支援）。</li> <li>望まない妊娠への対策について、公共機関、若い子、困っている子が集まるような、効果的な場での周知や身近な相談場所の確保。更なる周知広報が必要となる。また、学校と連携し、学校による偏りがない積極的な保健計画の取組の推進</li> </ul> <p><b>【疾病予防対策の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健（検）診受診率向上の取組</li> <li>インターネットを活用した検診の申込み受付システムの構築を整備する。</li> <li>新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査センターの整備や住民接種への対応を検討する。</li> </ul> <p><b>【地域医療体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して災害時医療体制を整備する。</li> </ul> <p><b>【保養機会の提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理については、継続して施設を維持するためには多額の費用負担を伴う大規模修繕が必要であることから、公共施設マネジメント推進プランの方針に従う。</li> <li>社会情勢と市民ニーズの変化に伴い、今後の保養機会・保養施設のあり方を検討する必要がある。</li> </ul> |
|---|

## オ. 協働の実践に向けて

|   |
|---|
| <p><b>【健康づくりの支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業や大学、医療機関など、多様な主体と連携した健康づくりの推進</li> <li>元気いっぱいサポーターの地域での活動を支援しながら、連携・協働を推進していく。</li> </ul> <p><b>【母子保健の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健事業においてボランティアや市民団体と協働する。</li> <li>助産師会等との連携の推進</li> <li>プラッツ、文化センターの活用</li> </ul> <p><b>【疾病予防対策の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職域と連携して各種検診の精度管理に努める。</li> </ul> <p><b>【地域医療体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三師会を含む多様な主体と連携して災害時医療体制を整備する。</li> </ul> <p><b>【保養機会の提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>佐久穂町との交流拠点である保養施設の利活用</li> </ul> |
|---|

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名    | 主担当部  | 主担当課  | 関係課            |
|-----|----------|-------|-------|----------------|
| 1-1 | 健康づくりの推進 | 福祉保健部 | 健康推進課 | 産業振興課、子ども家庭支援課 |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

**【保養機会の提供】**

- 市民保養所やちほは平成20年4月から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上と経費削減等を図ることを目的に、適正な管理運営を行った。(平成30年4月から3期目)
- 指定管理者に対して、安定的かつ質の高いサービスの提供や効率的・効果的な施設管理、佐久穂町の地場食材や特産品を積極的に活用するよう指導し、宿泊者の満足度が高いサービスを提供した。
- 予約の方法については、予約専用フリーダイヤルやインターネットにより、予約申込みができる。

**【健康づくりの支援】**

- 健診受診後の保健指導申込率16.65パーセント(特定:19パーセント、増進:14.3パーセント)【H30年度実績】であり、引き続き平成33年度目標値38パーセントを目指して推進する必要がある。**(より高い目標値とその実現を目指す必要がある。)**

**【母子保健の充実】**

- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をする体制が整えられたことから、妊婦面談率(令和元年98.8パーセント)を維持するとともに、新生児訪問の実施率は令和元年88.0パーセント(目標値99パーセント)ため、さらに実施率を上げる取り組みを推進する必要がある。また、産後の母を支援するサービスをさらに充実すること。
- 望まない妊娠に対する取り組みを充実すること。**(学校での保健計画の取組が学校ごとに異なっている。)**
- HPVワクチンの補助拡充および周知方法の見直しを検討する必要がある。**

**【疾病予防対策の充実】**

- がん検診受診率は、国・都の計画において、一次検診受診率50%、精密検査受診率90パーセントの目標値が設定されているが、一次検診受診率の達成が困難な状況である。

**【地域医療体制の整備】**

- 地域防災計画と連動した地域医療体制の整備を推進する必要がある。

**【保養機会の提供】**

- スキー客や団体利用の減少など市民ニーズの変化によって利用者数が減少しており、利用者1人当たりのコストが増加している。
- 建築後30年を過ぎ、大規模改修が必要な時期となっている。施設改修や今後の維持費用に対する財源確保が課題となり、第2次府中市公共施設マネジメント推進プランで定める、宿泊機能・サービスの今後の在り方に係る方針に基づく取組みを実施する必要がある。

残された課題

## ウ. 今後、予想される新たなニーズ・課題

- インターネットを活用した検診の申込み受付システムの構築が望まれていることから、今後検討が必要。
- がん等の病気に罹った際の、専門家に繋がるサポート体制**
- 出生数は減少するが、妊娠期から支援を必要とする保護者の増加及び発達支援が必要な乳幼児の増加は続くと考えられるため、母子保健施策と子育て施策の一体的な提供を行うこと。また、関係機関等との連携をさらに推進

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名    | 主担当部  | 主担当課  | 関係課            |
|-----|----------|-------|-------|----------------|
| 1-1 | 健康づくりの推進 | 福祉保健部 | 健康推進課 | 産業振興課、子ども家庭支援課 |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

すること。

- ・市民にとって安価で質の高い保養の場（機会）を提供する市の役割は十分に果たしたものとする。
- ・市民の心身のリフレッシュや健康増進を図る目的として開始した施策であるが、社会情勢や市民ニーズの変化、保養施設利用者の減少、保養施設に係る費用対効果を総合的に勘案して施策のあり方を検討する。
- ・
- ・

## カ. 第6次総合計画（基本構想）における「めざすまちの姿」の見直し

|           |   |
|-----------|---|
| 「めざすまちの姿」 | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民一人ひとりが心身の健康づくりへの意識を高く持ち、健康に関する正しい知識を身に付け、バランスの取れた食生活や年齢に合わせた運動を行うなど、健康づくりに取り組み、病気になるでもいきいきと自分らしく元気に暮らしています。</li><li>・地域の保健・医療体制が整い、必要なときに必要な医療を受けることができます。</li></ul> |
| 見直しの理由    | <ul style="list-style-type: none"><li>・病気になるでも、社会生活を営むために必要な心身の健康が大切である。</li><li>・</li></ul>  |

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名 | 主担当部   | 主担当課   | 関係課            |
|-----|-------|--------|--------|----------------|
| 1-2 | 子育て支援 | 子ども家庭部 | 子育て応援課 | 保育支援課、子ども家庭支援課 |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

## ア. 第6次総合計画後期基本計画の進捗状況

| 基本施策全体の進捗状況 | 平均値 | 施策名            | 進捗状況         | 施策名          | 進捗状況         |
|-------------|-----|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 目標達成に向けて順調  | 3.0 | 地域における子育て支援    | 3：目標達成に向けて順調 | ひとり親家庭への支援   | 3：目標達成に向けて順調 |
|             |     | 子育て家庭の育児不安の解消  | 3：目標達成に向けて順調 | 教育・保育サービスの充実 | 3：目標達成に向けて順調 |
|             |     | 子育て家庭の経済的負担の軽減 | 3：目標達成に向けて順調 |              |              |

## イ. これまでに（第6次総合計画期間に）得られた成果・残された課題

|         |  |
|---------|--|
| 主な取組と成果 | <p><b>【地域における子育て支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で子育てをしている保護者が地域で気軽に交流できる拠点として、6か所の基幹保育所のうち、東保育所・北山保育所・住吉保育所・三本木保育所の4か所に地域子育て支援センター「はぐ」を整備し、子育て中の家庭に対して保育士による相談、親同士の情報交換、親子の交流等ができる場を提供することができた。</li> <li>令和元年度に市内9か所の子ども食堂のうち6か所への補助事業を開始し、地域団体との協働を図り、気軽に親子が交流できる機会を拡充した。</li> </ul>                   |
|         | <p><b>【子育て家庭の育児不安の解消】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に子ども家庭支援センター「たち」と保健センター母子保健係の連携による子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図った。また、令和元年度からは組織改正により両部署を合わせて1つの課（子ども家庭支援課）とし、一体的な運用とした。</li> <li>平成29年度に子育てサイト「ふわっと」をリニューアルし、併せてアプリ版の配信も開始した。</li> </ul>   |
|         | <p><b>【子育て家庭の経済的負担の軽減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校3年生までの児童を対象に児童手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図った。</li> </ul>   |
|         | <p><b>【ひとり親家庭への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労などの理由により、日常生活の世話等必要なサービスを行うホームヘルパーの派遣を希望するひとり親家庭へサービスを提供し、自立した生活につながれるよう支援を行った。</li> <li>資格取得の支援や就業支援の事業を展開する中で利用者数が増加し、ひとり親家庭の自立につながった。</li> </ul>  |
|         | <p><b>【教育・保育サービスの充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の就業率増加により高まる保育需要に対応するため、認可保育所の開設や定員増を進めた結果、待機児童数は平成29年度の383人をピークに、平成30年度は248人、平成31年度は146人と減少傾向にある。</li> <li>保護者の多様な勤務形態に応じ、延長保育、一時預かりなどの保育事業について保護者のニーズに応えることができた。</li> <li>良質な育成環境の維持・向上を図るため、認可保育所・認証保育所等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談などの巡回支援を行った。</li> </ul> |

## エ. 次期総合計画策定に向けた見直しの論点

|  |
|--|
| <p><b>【地域における子育て支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近所付き合いの親密度が下がる中、身近な地域での居場所や相談場所が不足している。</li> <li>行政と地域の人材や団体との具体的な連携が必要である。また、行政、地域が果たすべき役割を整理する必要がある。</li> </ul> <p><b>【子育て家庭の育児不安の解消】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センターを核とした相談支援の連携を更に強化していく必要がある。</li> <li>地域子育て支援センター「はぐ」の相談機能を更に充実していく必要がある。</li> <li>育児不安の解消等が図れる親同士の交流機会の促進</li> </ul> <p><b>【子育て家庭の経済的負担の軽減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul> <p><b>【ひとり親家庭への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭専用の窓口を設置し、仕事やお金の相談ができる体制を作る。その中で、手続き時に相談を行い、各種支援制度の利用者の増加を図る。</li> <li>ひとり親家庭への支援制度をまとめて周知できる冊子を作成する。</li> </ul> <p><b>【教育・保育サービスの充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的かつ継続的な施設整備により、待機児童数は減少傾向にある。第2次子ども・子育て支援計画上では、令和2年度の施設整備（令和3年4月開設）をもって待機児童は解消する見込みであることから、今後は、保育コンシェルジュによる相談や認証保育所に対する運営面の支援などのソフト面の手法により、待機児童ゼロの維持を目指した取組を継続的に進めていく。</li> <li>就学前児童人口の推移や保育ニーズを見極めながら、既存施設の有効活用について検討する。</li> <li>教育・保育の質を維持・向上するためには、保育士等の人材確保と、処遇改善ならびに人材育成が必要である。</li> </ul> |
|--|

## オ. 協働の実践に向けて

|  |
|--|
| <p><b>【地域における子育て支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂など、地域団体・大学等との協働（講座やイベント等）</li> <li>子ども食堂のマップ等を地域団体、保育園、学校等と連携し周知、配布する。</li> </ul> <p><b>【子育て家庭の育児不安の解消】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ママ友・パパ友作りを支援する</li> <li>少人数で参加できるイベントの企画</li> <li>PTAと自治会などと連携した見守りパトロール隊を活用</li> </ul> <p><b>【子育て家庭の経済的負担の軽減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（【地域における子育て支援】の内容と同じ）</li> </ul> <p><b>【ひとり親家庭への支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーの企画段階で市民からの意見を取り入れたい。</li> <li>教育・保育サービスの充実</li> <li>優良例を募集したり宣伝する機会の充実</li> </ul> |
|--|

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名 | 主担当部   | 主担当課   | 関係課            |
|-----|-------|--------|--------|----------------|
| 1-2 | 子育て支援 | 子ども家庭部 | 子育て応援課 | 保育支援課、子ども家庭支援課 |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

残された課題

- 【地域における子育て支援】
  - ・子育てひろば事業については、地域子育て支援センターの整備状況により設置箇所数が目標とする16か所を下回っている。
  - ・発達段階を確認でき支援を必要とする子への支援へ導く垣根を低くする必要がある。
  - ・発達障害等に対する理解が進む取り組みが必要
- 【子育て家庭の育児不安の解消】
  - ・虐待や養育困難に関する相談件数が増加傾向にあり、引き続き相談支援体制の拡充と職員の専門性を高める取組が必要である。
  - ・両親学級の開催回数が減ってきたことにより、親同士の交流機会が減っている。
- 【子育て家庭の経済的負担の軽減】
  - ・なし
- 【ひとり親家庭への支援】
  - ・ひとり親家庭の貧困に対応できるような相談体制の充実、各種支援制度の周知が不足している。
  - ・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業については、利用者登録及び利用実績が少ない。
- 【教育・保育サービスの充実】
  - ・平成30年11月に実施した市民意向調査において、認可保育所を希望する割合が増加しているが、就学前児童人口の減少傾向も踏まえた、施設整備を計画的に進める必要がある。
  - ・保育施設の増加により保育分野における人材不足が続いており、保育士の人材確保が課題となっている。

## ウ. 今後、予想される新たなニーズ・課題

- ・近所付き合いの親密度が下がる中、身近な地域での居場所や相談場所、地域のつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが課題となる。
- ・0～2歳児の保育園を増やす
- ・保育士、小学校の担任のサポート体制の強化

## カ. 第6次総合計画（基本構想）における「めざすまちの姿」の見直し

|           |  |
|-----------|--|
| 「めざすまちの姿」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての家庭が安心して出産し、子育てできる環境が整っています。</li> <li>・家族、地域ぐるみで子どもを育てています。</li> <li>・人や自然とのふれあいを通じて、子どもが健やかに成長しています。</li> <li>・子どもの人権が守られ尊重され、子どもひとりひとりが主役となれるまち</li> </ul> |
| 見直しの理由    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもひとりひとり全員が尊重され、成長できるまちが望ましい。子育て支援の目的を見失わないようにする必要がある。</li> <li>・</li> </ul>  |

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名      | 主担当部  | 主担当課   | 関係課 |
|-----|------------|-------|--------|-----|
| 1-4 | 障害者サービスの充実 | 福祉保健部 | 障害者福祉課 |     |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

## ア. 第6次総合計画後期基本計画の進捗状況

| 基本施策全体の進捗状況 | 平均値 | 施策名            | 進捗状況            | 施策名        | 進捗状況            |
|-------------|-----|----------------|-----------------|------------|-----------------|
| 目標達成に向けて順調  | 2.8 | 障害者への相談支援機能の充実 | 3：目標達成に向けて順調    | 障害者の地域生活支援 | 2：やや遅れているが、概ね順調 |
|             |     | 障害者の社会参加支援     | 4：目標以上に進んでいる    |            |                 |
|             |     | 障害者の就労支援       | 2：やや遅れているが、概ね順調 |            |                 |

## イ. これまでに（第6次総合計画期間に）得られた成果・残された課題

|         |  |
|---------|--|
| 主な取組と成果 | <p><b>【障害者への相談支援機能の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定相談支援事業所数を目標数まで近づけることができた。（H28年17か所→H30年20か所）</li> <li>増加している障害のある人への相談支援件数に対応することができた。（H28年11,003件→H30年13,500件）</li> <li>H29年からH30年に障害者等地域自立支援協議会を通して、基幹相談支援センター機能の必要性について検討した。</li> </ul> <p><b>【障害者の社会参加支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者地域交流促進事業では開催会場や開催日数の変更に伴い、内容を精査した。参加人数は概ね増加傾向にある。（H28年3,648人→H30年4,574人）</li> </ul> <p><b>【障害者の就労支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の一般就労を支援するため、市内企業向けに講演会を開催し、就労支援サービスの情報提供に努めた。</li> <li>就労支援センターの職員数の見直しによる障害者就労支援事業の体制強化に努めた。</li> </ul> <p><b>【障害者の地域生活支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内のグループホームの定員数は増加傾向であり、目標数まで近づけることができた。（H28年170人→H30年188人）</li> <li>福祉型児童発達支援センターの基本計画を策定した。</li> <li>差別解消地域協議会の設置予定。</li> <li>医療的ケアのある方及び家族の休息を図るため、重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施した。</li> </ul> |
|---------|--|

|        |   |
|--------|---|
| 残された課題 | <p><b>【障害者への相談支援機能の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に対応できる相談支援体制の強化。</li> <li>相談支援ネットワークの強化。</li> <li>相談支援事業所に対するスキルアップ研修の充実。</li> <li>成年後見制度の利用促進。</li> <li>継続した指定特定相談支援事業所の整備。</li> </ul> <p><b>【障害者の社会参加支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術活動への参加、スポーツ機会の確保。</li> <li>周囲の手助けや理解促進のためのボランティア養成。</li> <li>制度としての同行援護だけでなく、地域住民や市民ボランティアの社会的資源を活用する。</li> </ul> <p><b>【障害者の就労支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着に関する支援の強化。</li> <li>市内企業に向けた障害者雇用促進に関する取組み。</li> </ul> <p><b>【障害者の地域生活支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発。</li> <li>障害児や発達が気になる児童に対する療育体制や相談機能の不足。</li> </ul> |
|--------|---|

## エ. 次期総合計画策定に向けた見直しの論点

|   |
|---|
| <p><b>【障害者への相談支援機能の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定相談支援機関連絡会を活用した相談員のスキルアップ</li> <li>相談ネットワークの強化</li> <li>基幹相談支援センター機能を含めた相談支援体制の強化</li> <li>特定相談支援機関連絡会および特定相談支援を活用した成年後見制度の周知・活用</li> <li>地域での障害者差別に関する相談窓口</li> <li>発達障害等の相談を希望しても相談の順番待ちの状況が多く、市民のニーズに対応しきれていない。相談員や相談する場所が少ない。</li> </ul> <p><b>【障害者の社会参加支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続的な支援に向けた制度の見直し</li> <li>何らかの障害を持つ子どもたちも、皆が共に学ぶことのできるインクルーシブ教育体制を確立するために支援員の人材養成と適切な配置や支援機器の積極的導入が必要。</li> </ul> |
|---|

|  |
|--|
| <p><b>【障害者の就労支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業に向けた雇用促進に関する啓発</li> <li>行政での積極的な障害者雇用推進</li> <li>スクリーンリーダーでの文字読み上げによる受験を認めていない。視覚障害学生においては、一般就労のためにICTの活用を積極的に行っている現状がある。</li> <li>様々な障害（多様性）を持つ職員がいることで、誰にでも分かりやすく、多様な市民サービスへの対応ができる。</li> </ul> <p><b>【障害者の地域生活支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民への障害啓発や障害理解への取組み</li> <li>福祉型児童発達支援センターの整備、開所</li> <li>地域生活支援拠点等の整備</li> <li>医療的ケア児支援のための関係機関の連携</li> <li>災害時における福祉的支援体制づくり</li> </ul> |
|--|

## オ. 協働の実践に向けて

|  |
|--|
| <p><b>【障害者への相談支援機能の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援機関連絡会、地域生活支援センター、医療的ケア児支援のための関係機関連絡会、精神保健福祉協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための会議体等の関係機関との連携</li> <li>地域生活支援センター3事業所にピアカウンセリング事業を委託。身体・知的障害者相談員による相談活動の周知。</li> <li>地域生活支援センターに相談事業を委託</li> <li>専門機関に繋がる前の待機期間中に、市民の自主グループの力を借りて協働で相談支援に取り組む。</li> <li>協働をするためには、市に双方を繋げる窓口が必要。</li> </ul> |
|--|

|  |
|--|
| <p><b>【障害者の社会参加支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者へ委託</li> <li>障害者地域交流促進事業への一般市民の参加促進</li> </ul> <p><b>【障害者の就労支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者へ委託</li> <li>企業に対する障害者雇用の推進・支援</li> <li>福祉作業所への業務発注促進</li> </ul> <p><b>【障害者の地域生活支援】</b></p> |
|--|

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名      | 主担当部  | 主担当課   | 関係課 |
|-----|------------|-------|--------|-----|
| 1-4 | 障害者サービスの充実 | 福祉保健部 | 障害者福祉課 |     |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育、教育、保健、医療、福祉の連携強化。</li> <li>・地域生活支援拠点等の整備。</li> <li>・福祉避難所での支援体制の構築</li> <li>・継続したグループホームの整備。</li> </ul> |
|--|

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に関する情報提供</li> <li>・障害者差別解消条例を制定し、障害者の人権を守る。障害者に関する施策や制度は民間への委託が多いが、行政の積極的関与は必要ではないのか？</li> </ul> |
|---|

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者事業者に委託</li> <li>・災害時を想定した各種協定の締結</li> </ul> |
|--|

## ウ. 今後、予想される新たなニーズ・課題

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関に対する情報提供の充実及び相談支援の中核的機能確立が必要である。</li> <li>・生涯にわたって切れ目のない支援体制を拡充することが必要である。</li> <li>・住み慣れた地域の中で、自分らしい生活を送ることができるようなひとにやさしいまち。</li> <li>・児童発達支援に対するニーズの増加より、療育体制や相談機能の充実、家族や地域の支援が求められている。</li> <li>・重度心身障害者や医療的ケア児を対象とした短期入所や日中活動の場が求められている。</li> <li>・首都直下型地震や台風等の災害時の福祉避難所での支援体制や障害者の避難準備に有効なツールが必要である。</li> <li>・地域防災連絡協議会に障害当事者の意見を反映させる。</li> <li>・要支援者名簿の実効性のある活用</li> <li>・障害当事者の防災訓練への積極的参加を促す。</li> <li>・障害者の社会参加に向けた合理的配慮の推進。</li> <li>・感染症に関する情報提供</li> </ul> |
|--|

## カ. 第6次総合計画（基本構想）における「めざすまちの姿」の見直し

|           |  |
|-----------|--|
| 「めざすまちの姿」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が安心・快適な自分らしい生活を送っています。</li> <li>・障害に対する理解を深め、共に声を掛け合えるまちになっています。</li> <li>・誰もが障害を感じさせない当たり前の生活をおくり、社会参加ができるまちになっています。</li> </ul> |
| 見直しの理由    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は障害者差別が無くなっていないが、差別という後ろ向きな言葉はふさわしくないと感じたため。</li> <li>・障害者と健常者の間に“共に”垣根がなくなる状態を目指す。</li> </ul>                                       |



# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名     | 主担当部 | 主担当課  | 関係課 |
|-----|-----------|------|-------|-----|
| 1-5 | 社会保障制度の充実 | 市民部  | 保険年金課 |     |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

## ア. 第6次総合計画後期基本計画の進捗状況

| 基本施策全体の進捗状況 | 平均値 | 施策名           | 進捗状況         | 施策名 | 進捗状況 |
|-------------|-----|---------------|--------------|-----|------|
| 目標達成に向けて順調  | 3.0 | 高齢者医療制度の普及と推進 | 3：目標達成に向けて順調 |     |      |
|             |     | 国民健康保険の運営     | 3：目標達成に向けて順調 |     |      |
|             |     | 国民年金の普及       | 3：目標達成に向けて順調 |     |      |

## イ. これまでに（第6次総合計画期間に）得られた成果・残された課題

|         |  |
|---------|--|
| 主な取組と成果 | <p><b>【高齢者医療制度の普及と推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>きめ細やかな電話催告を行うことで、納め忘れの方に納付を促している。特に新規加入者については、納付方法や制度説明の機会にもなっている。その結果、収納率が上がり、平成30年度の現年度分収納率は99.6%に到達した。</li> <li>滞納者については、短期証交付により納付や納付相談の機会としている。</li> </ul> <p><b>【国民健康保険の運営】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現年課税分不履行時早期着手することにより、徴収強化・滞納繰越分の圧縮につながった。（平成26年度現年度収納率92.5パーセント⇒平成30年度現年度収納率94.2パーセント）</li> <li>令和2年度からペイジー収納窓口口座振替受付サービスを稼働させるなど納付環境の整備を行った。</li> <li>生活習慣病の早期発見・予防のため、特定健康診査等を実施するとともに実施率向上のため受診勧奨を行った。（平成27年度受診率53.4パーセント⇒令和元年度受診率53.0パーセント）</li> <li>国保保健事業実施計画に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業等を実施し、医療費の抑制を図った。</li> </ul> <p><b>【国民年金の普及】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金（制度の趣旨）の普及に向けて、市民の身近な窓口として、親切・丁寧な相談窓口業務を遂行し、また、ホームページ・広報を活用し、20歳以上の市民皆加入の実現並びに納付義務、学生納付特例及び納付猶予の諸制度について、周知と利用案内などに努めた。</li> <li>本市における国民年金保険料の納付率は、平成29年度：63.5パーセント、平成30年度：65.0パーセントと目標値に向けて順調に増加している。</li> </ul> |
|---------|--|

|        |   |
|--------|---|
| 残された課題 | <p><b>【高齢者医療制度の普及と推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通徴収の納め忘れを防止するため、口座振替を更に増やしていく必要がある。（平成30年度の口座振替率14.68パーセント）</li> <li>認知症等、高齢化により自己管理能力が低下している被保険者のサポート体制の構築が重要である。</li> <li>収納率のさらなる向上のため、引き続ききめ細やかな納付指導を行っていくとともに、利便性向上のため新たな納付手段について研究を行う。</li> </ul> <p><b>【国民健康保険の運営】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収納率のさらなる向上のため、引き続ききめ細やかな納付指導を行っていくとともに、利便性の向上のため新たな納付手段について研究を行う。</li> <li>特定健診において、国保保健事業実施計画で掲げている受診率を達成するため、周知・勧奨方法について研究する。</li> <li>平成30年度から都道府県単位となった国民健康保険は、財政の健全化のため、法定外繰入金削減が求められている。国保財政健全化計画で定めた年度別削減額を達成できるよう、削減のための取組を継続する必要がある。</li> </ul> |
|--------|---|

## エ. 次期総合計画策定に向けた見直しの論点

|   |
|---|
| <p><b>【高齢者医療制度の普及と推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の普及啓発方法の改善</li> <li>口座振替の普及啓発方法の改善</li> <li>認知症等、高齢化により自己管理能力が低下している被保険者のサポート体制の検討</li> <li>新たな納付手段の研究</li> <li>健康診査の結果をフレイル予防に活用できるか検討</li> </ul> <p><b>【国民健康保険の運営】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな納付手段の研究</li> <li>保健事業の普及啓発方法の改善</li> <li>財政の健全化に向けた取組み</li> </ul> <p><b>【国民年金の普及】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、広報紙及びホームページを活用した年金制度等の周知方法</li> <li>適切な減免・免除手続等の案内を進めることによる未納者の減少方法</li> <li>年金制度を気軽に相談できる相談員や相談窓口を充実させる。</li> </ul> |
|---|

## オ. 協働の実践に向けて

|  |
|--|
| <p><b>【高齢者医療制度の普及と推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品について患者へ十分な情報提供を行うよう、医者への指導</li> <li>個人情報を扱うため、民間団体や市民団体と連携できるかどうかも含めてサポート体制等を検討</li> </ul> <p><b>【国民健康保険の運営】</b></p> <p><b>【国民年金の普及】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金事務所と連携・協力し、市民に寄り添った身近な窓口として業務を遂行していく。</li> </ul> |
|--|

# 見直し論点シート

| 番号  | 基本施策名     | 主担当部 | 主担当課  | 関係課 |
|-----|-----------|------|-------|-----|
| 1-5 | 社会保障制度の充実 | 市民部  | 保険年金課 |     |

|        |
|--------|
| ver 情報 |
|        |

## 【国民年金の普及】

- ・市民にとって分かりやすいよう引き続き普及に努めることと、手続きの簡素化等を進めること。

## ウ. 今後、予想される新たなニーズ・課題

- ・2年に一度保険料の改定（次は令和2・3年度）があるが、保険料率の増加が見込まれる。保険料が上がるたびに、被保険者の負担が増えていき、市の収納業務にも影響を及ぼすことになる。今後収納率をいかに維持するかが課題である。
- ・東京都全体として、医療費をどこまで抑えていけるかが課題となる。1人当たりの医療費については、ジェネリック医薬品の推奨や、医療費通知による重複受診の予防を更に進めていく。超高齢社会における被保険者の増加は、全体の医療費の増加に直接繋がるものであり、健康寿命を伸ばすための取組が課題となる。
- ・健康寿命を延ばすには、「食事」「運動」「会話」が重要なため、誰もが気軽に集えるサロンのような場所の充実が必要ではないか。
- ・認知症等、高齢化により自己管理能力が低下している単身者について、保険証の管理や様々な手続きをサポートする人材が必要とされる。
- ・景気の動向により、国民年金への未加入や保険料不払いの被保険者が増える可能性があるが、年金制度の正しい知識と理解が深まるよう、普及啓発に努める必要がある。
- ・年金の仕組みが複雑で分かりにくい印象を払拭するため、学校教育の段階で年金の仕組みを学ぶ機会があると望ましい。

## カ. 第6次総合計画（基本構想）における「めざすまちの姿」の見直し

|           |   |
|-----------|---|
| 「めざすまちの姿」 | <ul style="list-style-type: none"><li>・健全で安定した国民健康保険制度や後期高齢者医療制度により適切に医療を受けることができます。</li><li>・若者から高齢者までの市民が年金制度について正しく理解し、受給権を確保することにより、老後の安定した生活基盤を築いています。</li></ul> |
| 見直しの理由    | <ul style="list-style-type: none"><li>・新社会人として就労する前に大学や高校等で年金に関する教育を受ける機会を設ける。</li><li>・</li></ul>  |